

○厚生労働省告示第九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定め、令和元年五月二十二日から適用する。

令和元年五月二十一日

厚生労働大臣 根本 匠

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

各出後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
3154から 3168まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ、 トシリズマブ、アバ タセプト、サリルマ ブ、アダリムマブ、 ゴリムマブ、セルト リズマブベゴル、ト ファシチニブクエン 酸塩、バリシチニ ブ、デノスマブ、ペ フィシチニブ臭化水 素酸塩、エタネルセ プト、J041-2、 J039、G005、J045な し	(略) (略)
					(略) (略)	
					3あり アダリムマブ、ゴリ ムマブ、セルトリズ マブベゴル、トファ シチニブクエン酸 塩、バリシチニブ、 デノスマブ、ペフィ シチニブ臭化水素酸 塩	
					(略) (略)	
(略)						
3242及び 3243	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ウステキヌマブ、セ クキヌマブ、プロダ ルマブ、イクセキズ マブ、グセルクマブ 、リサンキズマブ、 インフリキシマブ、 アダリムマブなし	(略) (略)
					(略) (略)	
(略)						
3569から 3589まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし M004（3のイに限 る。）、塩化ラジウ ム（223Ra）、 カバジタキセル、ア セトン付加物、アビ ラテロン酢酸エステ ル、エンザルタミ ド、アパルタミド、 ドセタキセル水和 物、化学療法、放射 線療法、G005、J045 なし	(略) (略)
					(略) (略)	
					4あり アビラテロン酢酸エ ステル、エンザルタ ミド、アパルタミド	
					(略) (略)	
(略)						

各出後

番号	疾患コード	傷病名 ICDコード	手術 区分番号等	手術・処置等1 区分番号等	手術・処置等2 区分番号等	定義副傷病名 疾患コード
(略)						
3154から 3168まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし インフリキシマブ、 トシリズマブ、アバ タセプト、サリルマ ブ、アダリムマブ、 ゴリムマブ、セルト リズマブベゴル、ト ファシチニブクエン 酸塩、バリシチニ ブ、デノスマブ、エ タネルセプト、J041- 2、J039、G005、J045 なし	(略) (略)
					(略) (略)	
					3あり アダリムマブ、ゴリ ムマブ、セルトリズ マブベゴル、トファ シチニブクエン酸 塩、バリシチニブ、 デノスマブ	
					(略) (略)	
(略)						
3242及び 3243	(略)	(略)	(略)	(略)	なし ウステキヌマブ、セ クキヌマブ、プロダ ルマブ、イクセキズ マブ、グセルクマブ 、インフリキシマ ブ、アダリムマブな し	(略) (略)
					(略) (略)	
(略)						
3569から 3589まで	(略)	(略)	(略)	(略)	なし M004（3のイに限 る。）、塩化ラジウ ム（223Ra）、 カバジタキセル、ア セトン付加物、アビ ラテロン酢酸エステ ル、エンザルタミ ド、ドセタキセル水 和物、化学療法、放 射線療法、G005、 J045なし	(略) (略)
					(略) (略)	
					4あり アビラテロン酢酸エ ステル、エンザルタ ミド	
					(略) (略)	
(略)						

（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正）

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百四十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

別表

	薬剤	番号
(略)		
24	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3233
	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2183から2187まで
(略)		
55	アダリムマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年2月21日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3228、3229及び3249
56	ランジオロール塩酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	2345、2346、2349、 2352、2353、2356及び2357
57	リツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3890及び3895
58	エラペグアダマーズ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3947及び3948

改正前

別表

	薬剤	番号
(略)		
24	デュピルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成30年1月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3233
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

59	<u>チオテパ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>8から12まで、19から23まで、31から35まで、1799、1871から1873まで、1879から1882まで、1888、1889、1893、1894、1949から1951まで、1953、1954、2588から2591まで、2595から2598まで、2602、2603、3017、3020、3022、3458から3460まで、3462から3464まで、4293及び4294</u>	(新設)	(新設)	(新設)
60	<u>乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>4268及び4270</u>	(新設)	(新設)	(新設)
61	<u>チサゲンレクルユーセル（当該薬剤の添付文書において記載された効能、効果又は性能及び用法、用量又は使用方法（平成31年3月26日に、医薬品医療機器等法第23条の25第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</u>	<u>3832から3835まで、3838から3843まで、3852から3861まで及び3865から3872まで</u>	(新設)	(新設)	(新設)